

◎新潟県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び上越地域振興局妙高砂防事務所において縦覧に供する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

小原新田急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域

妙高市

大字小原新田字跡坂

265番2 1号

269番1 2号

278番2 3号

286番1 4号

大字小原新田字谷内

528番 5号から10号まで